

令和4年度主任介護支援専門員更新研修受講要件(案)

公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会

1. 共通要件 (①から③まですべて該当することが必要)

①平成29年度から令和元年度までに、主任介護支援専門員研修、または主任介護支援専門員更新研修を修了していること

[平成29年度以降の主任介護支援専門員研修、並びに主任介護支援専門員更新研修修了者]

- ・主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期限が概ね2年以内に満了する方が受講可。

〈受講決定優先順位〉

- 第一 平成29年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方、又は主任介護支援専門員更新研修を修了された方
- 第二 平成30年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方、又は主任介護支援専門員更新研修を修了された方
- 第三 令和元年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方、又は主任介護支援専門員更新研修を修了された方

年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間。

②介護支援専門員証の有効期間内に本研修が修了できること

当該研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する介護支援専門員更新研修を受けたものとみなされることから、「介護支援専門員研修」の受講が免除されるため、主任介護支援専門員更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないよう十分注意を要する。

③介護支援専門員の指導・支援等の実践事例の提出ができること

提出指導・支援の実践事例は、7類型(別添)のうち3類型以上の内容が備わっていること

なお1事例で3類型以上が備わらない場合は、2事例以上で3類型以上を満たした内容での事例提出を可能とする

2. 個別要件 (①の1から⑤までのうち、一項目該当すれば可)

①の1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者

[研修企画、講師、ファシリテーターの経験範囲等]

- (1) 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体(各市町村の社会福祉協議会等)での実施経験
- (2) (公財)愛知県シルバーサービス振興会、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会(愛介連)、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む)での実施経験
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている各種職能団体(※1)、並びに主任介護支援専門員個人(※2)が実施する介護支援専門員向け研修の企画や講師、ファシリテーターを務めた者で、研修実施機関の証明があり、研修実施機関が確認できたもの。

〈回数について〉講師:1回以上 ファシリテーター:2回以上

〈対象期間〉

- ・初めて主任介護支援専門員更新研修を受講される方⇒主任介護支援専門員研修修了年度の翌年度から、今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日までとする。

- ・2回目以降の主任介護支援専門員更新研修を受講される方⇒前回の主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から、今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日までとする

〈WEB(オンライン)研修について〉

- ・開始から終了までの参加が証明できる仕組みと研修の評価を有するものとする。
- ・主催団体は上記(1)～(3)と同じとする。
- ・原則として事前の申請をもとに検討する。
- ・上記の対応を令和2年4月1日より施行する。(令和2年度に実施した WEB(オンライン)研修について上記の条件を満たしていれば令和2年4月1日に遡って適用する)

(※1)各種職能団体について:一般法人、医療法人(病院)、学校法人(大学、専門学校等)も可とする

(※2)主任介護支援専門員個人が実施する場合の個人の扱いについて

事前登録制とする。予め事前に研修実施者本人及び研修内容のわかる書類(シラバスは必須)を提出し、登録したうえで実施すること。

(注1)個人での実施は、年間を通じて介護支援専門員に係る研修の企画から開催まで関わっていれば研修企画だけでも受講要件とする。

(注2)団体主催の場合は企画のみは受講要件としない。

(注3)愛知県以外で実施したものは、愛知県の基準に合致していれば受講要件として認める。

(注4)所属事業所や所属法人内での職員向け研修の講師やファシリテーターは受講要件としない。

①の2 介護支援専門員実務研修の実習受け入れを担当した主任介護支援専門員

〈対象期間〉 ①の1と同

②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

〈対象となる研修〉

(1)研修の基礎的要件

- ア. 一つの研修として算定される時間数は3時間以上(常識的な休憩時間を含む)
- イ. 複数日にかかる研修の回数計算⇒一日が3時間以上でカリキュラム等の内容から研修機関が認めれば複数回として計算することができる。
- ウ. 介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を習得するための法定外の研修で、介護支援専門員が受講者になっている。
- エ. 介護支援専門員としての業務遂行のため必須とされている研修(認定調査員研修等)、地域ケア会議、業務を主とした連絡会、情報交換会、所属事業所や所属法人内での職場研修会は対象外。

(2)研修実施機関

- ア. 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体(各市町村の社会福祉協議会等)
- イ. (公財)愛知県シルバーサービス振興会、愛知県居宅介護事業者連絡協議会、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会(他県ブロック及び県支部を含む)、日本ケアマネジメント協会
- ウ. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の種職能団体等(医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会 等)
- エ. 主任介護支援専門員個人が実施する介護支援専門員向けの研修は、原則、個別要件①(①-(3)-※2)の個人開催の研修に限る(事前登録制の研修)
- オ. その他、上記の機関、団体に準ずるもので、主任介護支援専門員更新研修実施機関が適当と認めたもの

〈必要回数と対象期間〉

主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から、主任介護支援専門員更新研修受講年度の前年度までの通算で平均して年4回以上(必ずしも年度ごとに4回以上でなくてもよい)

〈他府県の研修〉

主任介護支援専門員更新研修実施機関が、愛知県の基準に合致したものの判断したものは回数として算定する。

〈対象研修としての妥当性判断〉

- (1) 受講申込の際に研修会の内容が把握できる資料(案内状、カリキュラム、企画書、シラバス等)を提出する。
- (2) 事前登録制(予め受講要件に該当する研修かどうかを当振興会に照会する扱い)
受講要件に合致すると判断したものは、その旨を研修実施機関に通知し案内状等への表示を認める

〈WEB(オンライン)研修について〉

- ア. 開始から終了までの参加が証明できる仕組みと研修の評価を有するものとする。
 - イ. 主催団体は、上記(2)と同じとする。
 - ウ. 原則として事前の申請をもとに検討する。
 - エ. WEB上でアクセスし、いつでも聴講できる研修(オンデマンド)については、全ての受講が確認できることが可能であれば検討する。
 - オ. 事前申請の上、あらかじめ収録されたものを少数で集合し受講する方法も、開始終了時の参加の確認ができる場合は認めることとする。
- ※研修の開始から終了までの参加が証明できる仕組みの例
- ・企画書を確認の上、30名程度の小規模なもので、開始時修了時に参加者の確認がとれるもの
 - ・研修中に運営側が参加確認を行ったことがわかるもの
- ※研修の評価方法について:主催者の基準が明確であること(課題、提出物(単なる感想ではない)等、評価に用いる基準のわかるものを提出すること
- ※WEB(オンライン)研修についての対応は、令和2年4月1日より施行する。(令和2年度に実施したWEB(オンライン)研修について、上記の条件を満たしていれば令和2年4月1日に遡って適用する)

③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会において、演台発表等の経験がある者

- ・日本ケアマネジメント協会が開催する研究大会等で講演・シンポジスト・研究発表・事例発表等の経験がある者

(注1)主催者については、ブロック及び都道府県支部が行うものも含む。

(注2)プログラム・抄集録等に受講者の氏名が記載されていれば可とする。

(注3)テーマは介護支援専門員に関わるものとする。

※受講算定期間は「前回更新研修受講後以降」又は「受講年度を含め受講前5年間の期間」の短い方とする。

④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

- (1) 地域包括センターで主任介護支援専門員として従事している主任介護支援専門員で上記の個別要件①～④に該当せず、地域包括センターの業務運営に支障があつて市町村長の推薦がある者
- (2) 法定外研修の受講回数の算定期間に令和2年度が含まれるもので、次の要件を満たすもの
令和2年度における研修会の開催の難しい時期が6ヶ月程度継続したため、令和2年度の研修会の受講回数を2回以上とし、令和2年度以外については4回として算定した場合に、必要な法定外研修の受講回数を満たす者

※当受講要件について、令和5年4月1日より、下記の通りの扱いになります。網掛け部分が追加になる箇所、二重線は削除される箇所です。

①の1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者

[研修企画、講師、ファシリテーターの経験範囲等]

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の各種職能団体(※1)並びに主任介護支援専門員個人(※2)が実施する介護支援専門員向け研修の企画や講師、ファシリテーターを務めた者で、研修実施機関の証明があり、研修実施機関が確認できたもの。

[講師の取り扱い]

研修会の開催の趣旨や、説明の担当者は講師とせず、研修会の内容についての講義を担当したものとする。複数名での分担による講義については、單元ごとに担当した内容で講師とする。確認書類として、講義資料のコピーの提出を要する。

[ファシリテーターの取り扱い]

研修会の演習におけるファシリテーターにおいては、依頼された研修会の企画書、依頼状に加えて、ファシリテーター記録の提出を要する。(別紙)

[研修企画の取り扱い]

企画のみでは不可とする

<回数について>講師:1回以上、ファシリテーター:2回以上。

<回数について>講師:1回以上、ファシリテーター:2単位以上の経験とする。

ファシリテーターについて:研修会におけるファシリテーターの時間を積算して、3時間で1単位とし、2単位以上の実績を必要とする。1回の研修会において180分に満たないものについては、複数回の研修会でのファシリテーターの時間を積算し、合計の時間が分かるように提出する。

(※1)各種職能団体について:一般法人、医療法人(病院)、学校法人(大学、専門学校等)も可とする

(※2)主任介護支援専門員個人が実施する場合の個人の扱いについて

事前登録制とする。予め事前に研修実施者本人及び研修内容のわかる書類(シラバスは必須)を提出し、登録したうえで実施すること。

(注1)個人での実施は、年間を通じて介護支援専門員に係る研修の企画から開催まで関わっていれば研修企画だけでも受講要件とする。

(注2)団体主催の場合は企画のみは受講要件としない。

(注3)愛知県以外で実施したものは、愛知県の基準に合致していれば受講要件として認める。

(注4)所属事業所や所属法人内での職員向け研修の講師やファシリテーターは受講要件としない。

②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

(2)研修実施機関

- ア. 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体(各市町村の社会福祉協議会等)
- イ. (公財)愛知県シルバーサービス振興会、愛知県居宅介護事業者連絡協議会、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会(他県ブロック及び県支部を含む)、日本ケアマネジメント協会
- ウ. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の種職能団体等(医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等)
- エ. 主任介護支援専門員個人が実施する介護支援専門員向けの研修は、原則、個別要件①(①-(3)-※2)の個人開催の研修に限る(事前登録制の研修)
- オ. その他、上記の機関、団体に準ずるもので、主任介護支援専門員更新研修実施機関が適当と認めたもの